

平成20年12月25日

高松市長 大西秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年9月5日付け高福保第62号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開、一部公開および非公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高福保第62号の諮問に係るもの】

- (1) 生活保護法第25条の規定に基づく職権による保護の開始をした際の執行伺書その他の関係文書および各年度ごとの職権による保護の開始の件数の分かる資料
- (2) 保護の申請に対する却下処分その他の拒否処分および不利益処分についての不服申立ての各年度ごとの件数の分かる資料
- (3) 平成13年度以降に提出された保護の申請に対する却下処分その他の処分についての不服申立書の写し
- (4) 平成18年1月以降に取得した保護の申請に対する審査に関する厚生

労働省作成の一切の文書（手引を含む）その他の資料

平成18年 7月18日：請求人からの公開請求を受付

平成18年 7月31日：実施機関が公開決定等期間延長の決定

平成18年 8月16日：実施機関が公開，一部公開および非公開の決定

平成18年 8月25日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，高松情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例第8条に違反し，本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，おおむね次のとおりである。

生活保護は申請に基づいて開始することとなっているが，要保護者が急迫した状況にあるときは，保護の申請がなくても必要な保護を行うこととなっており，職権にて保護を開始している。

また，生活保護に関する不服申立ては，福祉事務所長が行った申請に対する却下処分等の不利益処分について，香川県知事（生活保護法第78条による費用徴収処分については高松市長）に審査請求できるものである。

- (1) 個人の住所，氏名，生年月日，年齢，性別，印影，電話番号，個人の行動記録，発言内容，病状など個人の主張・行動・健康状態が記載されている部分，個人の債務金額が記載されている部分，自筆で記入

された文書，就労先および法人に関する情報について

個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができ，または公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるため，条例7条1号に該当し非公開が相当である。

(2) 法人の印影について

印影は公表すべき合理的理由および必要性はなく，かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから，これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため，条例7条2号に該当し非公開が相当である。

(3) 見積書，納品書の内訳金額について

法人等の販売や営業上のノウハウ等の経営情報であって，公にすることにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれがあるため，条例7条2号に該当し非公開が相当である。

(4) 金融機関情報について

事業に係る金銭の出納に関する事項であり，誰に開示するかは，当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。当人の意思に基づかずして，取引関係に無い一般市民にまでこれを公開することは，当人の正当な利益を害するおそれがあるため，条例7条2号に該当し非公開が相当である。

(5) 保護台帳，収入申告等確認表，扶養義務者の回答概要，勤労収入，その他の収入認定調書，新規申請調査書，ケース記録票について

当該文書は，要・被保護者から直接聴取した事項，訪問および面接記録，関係機関から得た情報，ケースワーカー等による評価・判定または指導助言の内容等の情報が一体となって記録されたものであり，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができ，または公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるため，条例7条1号に該当し，非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由

を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

対象行政文書は、公開したものについては審査請求件数（年度別）および厚生労働省作成の文書、一部公開としたものについては職権による保護開始の集計表（年度別）、審査請求書、これらに添付されている見積書、納品書、請求書および領収書である。非公開としたものについては保護台帳、収入申告等確認表、扶養義務者の回答概要、勤労収入・その他の収入認定調書、新規申請調査書およびケース記録票である。以下、非公開部分について検討する。

- (1) 個人の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、印影、電話番号、個人の行動記録、発言内容、病状など個人の主張・行動・健康状態が記載されている部分、個人の債務金額が記載されている部分、自筆で記入された文書および就労先について

これらの情報は、個人識別情報および生活保護費申請者に関する個人情報であり、また個人の印影についても、偽造等の不正利用につながることも無いとは言えないことから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し実施機関が非公開とした処分は相当である。

- (2) 法人に関する情報および法人の印影について

見積書、請求書、納品書および領収書に記載されている法人に関する情報については、当該情報が公開されることにより、当該法人関係者に契約相手方が生活保護申請者であることを了知させ得るものであり、結果として当該申請者の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条1号に該当し、非公開とした実施機関の処分は相当である。

法人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性は無く、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがある。よって、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

- (3) 見積書、納品書の内訳金額について

見積書および納品書の内訳金額については、当事者間の契約に係る情

報であり、業者が個人に対する営業活動の過程において作成したものである。ゆえに、その内容の公開は当該業者が判断するものであって、何人にも公開されることを予定しているものではない。よって、公開することにより当該法人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

(4) 金融機関情報について

法人等の金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係に無い一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとは到底言い得ない。よって、公開することによって当人の正当な利益を害すると認められるため、条例7条2号に該当するものとして実施機関が非公開とした処分は相当である。

(5) 保護台帳，収入申告等確認表，扶養義務者の回答概要，勤労収入，その他の収入認定調書，新規申請調査書，ケース記録票について

当該文書は、要・被保護者から直接聴取した事項，訪問および面接記録，関係機関から得た情報，ケースワーカー等による評価・判定または指導助言の内容等の情報が記録されたものであり，具体的には要・被保護者の保護申請理由，収入・資産保有状況，生活歴・現在の生活状況，傷病歴および家族関係，ケースワーカーによる評価・判定までの過程および結果等が記載されている。

これらの記載内容は個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができ，または，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため，条例7条1号に該当し，非公開とした実施機関の処分は相当である。

よって，当審査会は，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 9月 5日	諮問書受付
平成20年 7月 30日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年10月21日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月22日	答申案審査
平成20年12月25日	答申